相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上用賀五丁目一〇番、最後の住所東京都世田谷区桜新町二丁目一三番一八号　被相続人　亡　渡辺　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

事務所東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市白山町一丁目三七〇三番地、最後の住所新潟県燕市白山町一丁目三番三四号　被相続人　亡　田中　平吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

事務所新潟県燕市本町一丁目五番一号

相続財産管理人　亀山　克司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市高室町二三番地、最後の住所山梨県甲州市塩山三日市場二二四九番地　被相続人　亡　中村　則夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

山梨県甲府市中央一丁目九番六号青柳ビル二階あおぞら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関　二三雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市波田一七二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　孝茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

長野県松本市蟻ケ崎二丁目五番一六号

相続財産管理人　司法書士　藤木　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字下宮二九七番地二、最後の住所名古屋市中区大須二丁目二七番三四号サンシャイン大須四一三号　被相続人　亡　上床　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックス二階安井・宮田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　広賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市原田五五九番地、最後の住所和歌山県橋本市原田一三四番地　被相続人　亡　住田　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

事務所和歌山県有田市箕島三三番地の一紀州有田商工会議所ビル二〇六号室

相続財産管理人　司法書士　河原　貴博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡北栄町国坂一四八八番地一、最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津七〇番地　母来寮　被相続人　亡　橋井　美行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

鳥取県倉吉市駄経寺町二―一八　オフィスＫ二〇一　くらよし佐野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐野　泰弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市馬越町二丁目甲二二二番地、最後の住所愛媛県今治市別宮町七丁目二番一八号　被相続人　亡　**真鍋チヱ子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

愛媛県今治市馬越町一丁目三番一六号

相続財産管理人　司法書士　矢野　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区並建町七九八番地三、最後の住所熊本県合志市須屋二六五九番地　熊本再春荘病院　被相続人　亡　竹盛　哲朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

事務所熊本市中央区練兵町八八―三宮田総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡宜野座村字松田二四二一番地、最後の住所沖縄県国頭郡宜野座村字松田九一番地　被相続人　亡　玉城徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十四日

沖縄県名護市字宮里四五三番地の七　三階なぎさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　良一

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年一月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務は株式会社電通規約型確定給付企業年金が承継しております。

平成二十八年一月十四日

東京都中央区銀座七丁目四番一七号

電通企業年金基金

清算人　村井　伸

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成28年1月14日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平27不保717	有限会社ロッケハウス青森	青森県知事(6)2466	青森県青森市浪岡大字浪岡字細田20―1	1000万円
平27不保718	株式会社中央サッシセンター	宮城県知事(3)5160	宮城県仙台市若林区伊在字東通15	〃
平27不保719	株式会社融和設計	宮城県知事(6)4028	宮城県仙台市青葉区片平１―３―２	〃
平27不保720	アクアハウジング株式会社	栃木県知事(2)4731	栃木県小山市大行寺1108―34	1500万円
平27不保721	株式会社ヤマモトワールド	栃木県知事(1)4815	栃木県宇都宮市簗瀬４―12―28	1000万円

（代表者の）氏名

有限会社ロッケハウス青森	代表取締役　山口由香子
株式会社中央サッシセンター	代表取締役　石川琢磨
株式会社融和設計	代表取締役　瀧口洋
アクアハウジング株式会社	代表取締役　栗原光利
株式会社ヤマモトワールド	代表取締役　山本哲也